

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitami-shakyo.jp/>

2024年(令和6年)

9月 5日

No.17

掲載内容

1. 令和6年度 北見地域成年後見中核センター運営委員会・審査検討会委員構成団体の紹介
 2. 日常生活自立支援事業生活支援員研修会 及び 市民後見人フォローアップ研修の開催
 3. 第9期 北見地域市民・町民後見人養成研修開講
 4. 令和5年度相談実績(抜粋)
- ★トピックス★任意後見制度とは？



1. 令和6年度 北見地域成年後見中核センター

運営委員会・審査検討会委員構成団体の紹介

北見地域成年後見中核センターでは、令和6年5月23日に令和6年度 第1回運営委員会を開催いたしました。会の前段では、任期満了に伴い、新たな任期を担われる委員の皆様へ北見市社会福祉協議会会長より、委嘱状の交付を行いました。新たな任期における構成団体は以下の12団体です。

- ◇ 釧路弁護士会
- ◇ 釧路司法書士会／公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 釧路支部
- ◇ 公益社団法人北海道社会福祉士会オホーツク地区支部
- ◇ 置戸町地域ケア会議
- ◇ 訓子府町地域ケア会議
- ◇ 北見市民生委員児童委員協議会
- ◇ 日本赤十字社 北見赤十字病院
- ◇ 一般社団法人北海道精神保健福祉士協会道北ブロック
- ◇ 北見地域介護支援専門員連絡協議会
- ◇ 北見市障がい者相談支援センター
- ◇ 北見市地域包括支援センター連絡協議会
- ◇ 津別町(審査検討会委員)



北見地域成年後見中核センター運営委員会の様子

また、オブザーバーとして釧路家庭裁判所北見支部様にも参加いただいております。

今年度も運営委員会・審査検討会を中心に、北見地域における権利擁護の推進を基盤に、成年後見制度の利用促進に向けて、具体的な議論や仕組み作りを進めてまいります。

2. 日常生活自立支援事業生活支援員 及び

市民後見人フォローアップ研修を開催しました

令和6年7月12日(金)に、北見市市民後見人養成研修修了者を対象としたフォローアップ研修を行い、38名が参加しました。この研修は市民後見人養成研修修了者を対象に、知識の向上やモチベーションの維持を図ること等を目的として年3回程度開催しており、今回は年に1回の日常生活自立支援事業生活支援員研修会を兼ねて開催しました。

研修には、札幌学院大学人文学部人間科学科 大久保 薫氏を講師にお招きし「理解や表現が十分ではない利用者との関わり～『その人』を理解して、想いを知る～」と題して講義をいただきました。参加されたみなさんは、大久保先生の実体験のお話やリアルな演技を交えた演習に心を掴まれ、熱心に受講されていました。



▲大久保 薫氏



▲ロールプレイの様子

また、ペアワークやグループワークを行い、アンケートでは「実際の現場での予行演習の感じがした」「面談・面接の基本、学びたかったことすごく参考になり、楽しく学べた」「相手とのコミュニケーションの大切さ、信頼関係をどう築くか大きく参考になった」などの感想が寄せられました。ロールプレイによって実際の訪問場面を体験し、また他の方の接し方をおして客観的に気づきを得ることなど、利用者との関わり方を学ぶ、見直すことのできる大変有意義な研修となりました。

3. 第9期 北見地域市民・町民後見人養成研修が開講しました

第9期となる北見地域市民・町民後見人養成研修が令和6年8月25日（日）にスタートしました。今年度からは、北見地域における権利擁護と成年後見制度のさらなる促進にむけて、訓子府町・置戸町も対象とし、1市2町合わせて19名の方が、権利擁護の理念や任意後見制度、財産法・家族法の基礎、対象者の理解、また、対人援助の基礎、後見制度の実務など、市民・町民後見人として活動するために必要な知識等を全7日間約32.5時間にわたる研修プログラムで学びます。

この養成研修は、「きたみ市民後見人の会」による受付・会場準備や、北見市内を中心に司法・福祉・医療現場の最前線で活躍されている講師陣など、多くの関係者、関係機関の皆様を支えられ、これまでに行った第1期～第8期までの研修で全195名の方が修了されています。

受講生スピーチでは「困難を抱えている方のサポートをしたい」「地域に貢献したい」「将来の備えのために学びたい」など、受講生の皆さまに、それぞれ受講の動機や意気込みなどを語っていただきました。

約2か月間にわたるプログラムとなりますが、受講生の皆さまにとって有意義な研修となるよう、努めていきます。

日程	研修内容	講師
8/25	社会福祉協議会の取り組みⅠ	成年後見中核センター職員
	地域福祉Ⅰ	北見市・訓子府町・置戸町職員
	成年後見概論	弁護士
9/1	社会福祉協議会の取り組みⅠ	社会福祉協議会職員
	市民・町民後見概論	東京大学大学院特任専門職員
	関係制度Ⅰ	北見市・訓子府町・置戸町職員
9/8	関係制度Ⅱ	北見市職員
	財産法の基礎	司法書士
	家族法の基礎	弁護士
9/29	家庭裁判所 講話	家庭裁判所主任書記官
	関係制度Ⅲ	北見市・訓子府町・置戸町職員
	地域福祉Ⅱ	社会福祉士
10/6	関係制度Ⅳ	北見市職員
	関係制度Ⅴ	北見市職員
	関係制度Ⅵ	北見市職員
10/20	対象者の理解Ⅰ	特定非営利活動法人
	対人援助の基礎	精神保健福祉士
	対象者の理解Ⅱ	精神保健福祉士
10/27	権利擁護の理念	社会福祉士
	後見制度の実務	行政書士
	任意後見制度	公証役場公証人
10/27	後見活動の実際	市民後見人



▲初日の講義の様子

4. 令和5年度相談実績（抜粋）

相談対応等内訳	首長申立から決定審判までの期間	運営委員会等の開催
▶首長申立案件数…………… 58件 (R4…44件)	▶～1ヶ月…………… 21件 (R4…17件)	▶運営委員会…………… 5回
▶地域別内訳	▶～2か月…………… 15件 (R4…24件)	▶審査検討会…………… 14回 審議件数…………… 48件
・北見市…………… 54件 (R4…41件)	▶～3か月…………… 18件 (R4…3件)	うち北見市長申立て…………… 42件
・置戸町…………… 1件 (R4…1件)	▶～6か月…………… 3件 (R4…0件)	置戸町長申立て…………… 1件
・訓子府町…………… 3件 (R4…2件)	※1件は申立後取り下げ	訓子府町長申立て…………… 2件
▶新規相談件数…………… 141件 (R4…136件)		津別町長申立て…………… 2件
▶相談内訳（重複あり・抜粋）		親族申立て…………… 1件
・申立手続き（首長・親族申立含む） ……………新規91件（R4…86件）		
・任意後見制度に関すること ……………新規28件（R4…25件）		
・保証人・身元引受人に関すること ……………新規11件（R4…1件）		
・入院・入所契約等に関すること ……………新規18件（R4…9件）		

★トピックス★任意後見制度とは？

将来の、認知症などによる理解力や判断力の低下に備えて、あらかじめご本人が選んだ方に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。判断能力が保たれているうちに契約することが特徴です。

Q:誰が任意後見人になれるの？

成人していれば、親族や友人などでもなることができます。身近に頼める人がいない場合は弁護士や司法書士などの専門家や法人（社団法人、福祉法人）などに依頼することも可能です。

Q:何をしてもらえるの？

任意後見人の役割は、本人の意向を汲みながら、財産をきちんと管理することや、介護や生活面のバックアップをすることです。後見人等の役割はおむつを替えたり、掃除をしたりという事実行為をすることではなく、あくまで介護や生活面の手配をします。

詳しい制度の手続きや開始までの流れは、中核センターホームページをご覧ください。